

農業経営基盤の強化の促進に関する
基 本 的 な 構 想

令 和 5 年 9 月

大 津 市

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

(本市農業の概要)

本市は、滋賀県の県庁所在地で琵琶湖のほぼ西南部に位置し、北部は比良、比叡山系を背にした傾斜地の農地が多く、中部は比叡連峰と琵琶湖にはさまれた緩傾斜地となっており、東部には大戸川流域の平野に優良農地が広がっている。

農業生産は稲作が大宗を占め、高性能機械の普及により、労働の軽減、労働時間の短縮等の効果を上げている反面、生産コストの改善までには及んでいない状況が依然として多く見受けられる。

一方、野菜、花き、茶、畜産などは少数ではあるものの、立地を生かした生産が営まれている。

特に、野菜においては、朝市やグリーンファームに見られるような集出荷形態の広がりや、大津市公設地方卸売市場への地場野菜（特にホウレンソウ、ネギ、コマツナ）の周年出荷が行われている。

なお、平成18年3月20日に合併した志賀地域については、比良山系と琵琶湖に挟まれた細長い帯状の地域で、豊かな自然を活かし、観光と農業を中心に発展している。

(農業構造の状況)

本市の農業構造については、京阪神の経済圏に隣接することから都市開発が著しく進展し、社会的背景も含め兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、こうした都市化の進展や産業構造の変化に伴い、新たに就農する青年の数が少なくなっており、農業生産を支える担い手の不足が深刻化している。

こうした傾向は、兼業農家の高齢化と相まって、耕作放棄地の増大につながる要因をはらんでおり懸念されるところである。

一方、農地の資産的保有傾向は依然として根強く、農地の流動化は、これまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、安定兼業農家の高齢化と共に、機械更新時や世代交代を機に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

このような状況のもと、基盤整備の推進と合わせた将来の営農ビジョン等に係る地域の合意形成の促進により、集落を単位とした生産組織等が新しく生まれるなど一定の成果が上がっており、今後も基盤整備の進展と共にこうした地域農業を支える生産組織の拡大が期待されている。

また、志賀地域においては、近年の機械化営農技術の発展等に即応でき、農地の集団化の促進を目指し、中山間地域の土地基盤整備を推進しているところである。

1 農業生産基盤の整備

農業生産の舞台となる土地利用条件を整備し優良農地を確保することは、生産振興の基盤をなすものであるが、本市における土地基盤整備の状況は、令和4年度末現在で70%弱の整備率に達したところである。

今後さらに、ほ場整備の促進を図りながら農業生産の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即した農業振興地域の秩序ある土地利用の確保に努めるとともに

に、経営体の育成に資するため、大区画化、汎用化、集団化など作業効率の高い基盤整備を進める。

2 農業経営の発展目標

本市は、前述のような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することに努める。

具体的な経営の指標として、次の水準を確保できるような農業経営を育成することを目指す。

①年間総労働時間：概ね2,000時間程度（主たる従事者1人当たり）

②年間農業所得：概ね350万円程度（主たる従事者1人当たり）※

〔参考：主たる従事者2人の場合（共同申請）は、概ね480万円程度〕

〔※：集落営農法人の場合は従事分量配当を含む経常利益（経常利益に役員報酬および主たる従事者に支払う賃金を合算した金額）〕

③新たに農業経営を営もうとする青年等の年間農業所得：概ね250万円程度（主たる従事者1人当たりが農業経営開始から5年後に達成すべき目標とする）

3 経営体の育成

本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者や生産組織等の意向、その他本市の立地条件等農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または生産組織等が地域の農業の振興を図るために行う自主的な取り組みを支援することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たっては、農業経営基盤強化促進事業その他の支援措置を農業委員会等関係機関と一体となって総合的に実施する。

(1) 集落段階における話し合いの促進

このため、農業協同組合、農業委員会、滋賀県大津・南部農業農村振興事務所等が相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制として大津地域農業センター内に担い手育成部会を整備するなどにより、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

(2) 営農診断、営農改善方策の提示等による営農改善への支援

さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して、上記の指導体制が主体となって、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うことなどにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図れるよう誘導する。

(3) 認定農業者及び認定就農者の育成支援

望ましい経営の育成施策の中心となる、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第三章の農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定制度を活用し、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画（以下単に「農業経営改善計画」という。）の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）、また、法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた新規就農者に対する融資制度その他支援措置について集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ本制度の積極的な活用を図るものとする。

(4) 農地の流動化促進等による利用集積（規模拡大）への支援

また、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、認定農業者をはじめとする土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手受け手に係る情報の一元的把握の下に、両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

なお、これらの農地の流動化に関しては、既に上田上地域で見られるような農用地利用改善団体で行われている集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を広め、集団化・連坦化した条件で担い手農業者・生産組織に農用地が集積されるよう努める。また、多様な担い手による農業への新規参入や農地の有効利用の確保を図る。

また、当地域において遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地（以下「遊休農地等」という。）については、現状では、北部の中山間地域や南部の基盤未整備地域の山際に一部点在して存在する程度であり、農業上の利用を図る必要がある農地には該当しないが、今後遊休農地等が新たに発生した場合、農業上の利用の増進を図る必要がある農地については、認定農業者への農用地の円滑な利用集積を推進するため、担い手の育成・確保に関する取り組みと併せて、地域における農用地の利用調整活動をはじめ、農地中間管理事業など各種農地流動化対策を積極的に活用し、遊休農地の発生防止に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落において、地域での話し合いを進めるに当たっては認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導・助言を行う。

一方、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、集落営農組織の農作業受託の拡大や農業機械銀行の発展的機能強化等により、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

(5) 複合的・集約的な経営展開への支援

また、複合的・集約的な経営展開を助長するため、新鮮野菜の産地直売など都市近郊の有利性に着目し、滋賀県大津・南部農業農村振興事務所等関係機関と一体となって、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

(6) 集落を基本とする組織経営体の育成支援

本市においては、集落の創意と工夫により、集落一農場方式などによる集落営農組織をはじめとした集落を単位とする生産組織の育成に努めている。

こうした生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置にあると同時に、農地所有適格法人等組織経営体への発展母体としての重要な位置を占めている。

このことから、オペレーターの育成・確保や受委託の促進による共同利用機械の効率的稼働、経営管理の合理化などに向けた支援により、地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては、法人形態への誘導を図る。

(7) 多様な担い手の育成による農業・農村の持続的発展

本市においては、担い手の多くが安定兼業農家であり、効率的かつ安定的な農業経営が本市農業の相当部分を占める農業構造を展望しにくく、地域農業において集落営農が担い手として定着している実態があることから、前述のような取組を進めてきたところであり、今後も大津ならではの農業・農村づくりのため、集落営農組織を水田農業の担い手として位置づけるとともに、農業協同組合を核にしたサービス事業体等農作業受託組織の育成や、農業ヘルパー制度の確立に向けた取組を進めるなど、多様な担い手の育成により地域資源の維持管理や農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくようその支援に努める。

また、本市の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入及び集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

(8) 中山間地域等における生産組織の育成

急傾斜水田等農業生産条件の不利な地域においては、農地の一体的管理を行う主体として、当面、集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の共同取組を通じて、耕作放棄の解消と発生防止に努め、農業・農村の果たす多面的機能が確保されるよう支援策を講じる。

また、農林産物を素材とした加工や観光などを取り入れた高付加価値型の農業振興に着目し、市場関係者等の参画を得ながら、産地化をねらいとした戦略的振興作目の選定と栽培指導を通じて、水稻と組み合わせた複合経営としての発展に結びつくよう努める。

4 指導体制

本市は、大津地域農業センター担い手育成部会において、認定農業者または今後認定を受けようとする農業者・生産組織等を対象に経営診断の実施や先進的技術の導入等を含む生産方式、経営管理の合理化等に関する経営改善方策の指導及び研修会の開催等を滋賀県大津・南部農業農村振興事務所の協力を受けて行う。

なお、農業経営改善計画の期間が満了となる認定農業者に対しては、その経営の更なる向上を図るため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

また、今日まで地域における話し合いをもとにして集落営農など地域農業の振興を推進してきたことを踏まえつつ、特に、水田を活用した麦・大豆等の生産振興等による土地利用型農業経営の活性化を図るとともに、一方では、都市近郊の立地を生かした稲作と野菜、花き、畜産等を適切に組み合わせた複合経営の発展を促進するため、関係機関と一体となって指導に努める。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(組織経営体・集落営農法人)

営農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事者 の態様等
水田作と 露地野菜の 複合経営 (集落営農法人) 集落協業経営方式 (主たる従事者1人)	水 田 24ha程度 (水稻16.5ha) 麦 7.5ha 大豆(二毛作) 7.5ha (野菜 0.4ha)	トラクター(43PS・65PS) アタッチメント付き 2台 高速施肥田植機(6条) 2台 自脱型コンバイン(4条) 2台 乗用管理機 1台 ブロードキャスター、 麦用播種機、大豆用中耕機 *水稻は緑化苗を購入。乾燥調整はカントリーエレ ベーターを利用。 *水稻早生～中生の品種分配と品種別団地化。 *麦作地は栽培適地で団地化。麦跡に大豆の作付け。	*営農マネージャー中心の外 部環境に対応した経営管理 *必要経費に労賃を差し引い た額を面積割合で利益配分	主な労働力は主 たる従事者とす る。 *賃金:1,000円/時間 *社会保険に加入 補助作業と水管 理作業は構成員 農家が負担。

(個別経営体)

営農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事者 の態様等
水 田 作	水 田 20ha程度 (水稻 14ha) 麦 6ha (大豆(二毛作) 6ha)	トラクター (43PS・60PS) 2 台 高速施肥田植機 (8条) 1 台 自脱型コンバイン (4条) 2 台 各種アタッチメント他 * 水稻極早生～中生の品種分散	*複式簿記の記帳を実施し、経営と家計の分離による経営把握とコスト管理 *青色申告の実施 *市場原理を踏まえた生産から	休日制を導入する。 農繁期には臨時雇用者を確保
水田作と 露地野菜の 複合経営	水 田 14ha程度 (水稻 9ha) 麦 5ha (大豆(二毛作) 4.5ha) (露地野菜0.5ha)	トラクター (37PS・55PS) 2 台 高速施肥田植機 (8条) 1 台 自脱型コンバイン (4条) 2 台 定植機、収穫機、防除機等	販売までの戦略の構築 *家族経営協定による家族員の経営参画の促進。(給料制・休日制・役割分担の明確化) *経営体の体質強化のための自己資本の充実	し、労働を軽減する
野 菜 (簡易施設野菜経営)	ビニールパイプハウス 4,000㎡程度 (ホウレンソウ・ネギ・コマツナ等軟弱野菜)	パイプハウス 4,000㎡ 頭上灌水装置 4,000㎡ トラクター (20PS) 1 台 管理機、播種機他	*持続型農業の実践 *土地利用型農業 *地域との協調関係を基本にし	
畜 産 (酪農専業経営)	経産牛 40頭程度 自給飼料生産ほ場 5ha (数戸共同)	畜舎 480㎡ パイプラインミルカー バルククーラー 堆肥舎、自給飼料施設、運搬車他 * 自給飼料関係は数戸共同	た借地経営の実現 *麦・大豆については本作に向けての生産技術の実施	
畜 産 (養鶏専業経営)	採卵鶏 17,000羽程度	鶏舎 自動給餌機、自動集卵機、堆肥化施設、運搬車		

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような新たに農業経営を営もうとする青年等の目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農 類型	経営 規模	生産 方式	経営管理の 方法	農業従事者の 態様等
水田作 (土地利用型経営)	水田 10ha程度 (水稻 7ha 麦 3ha 大豆(二毛作) 3ha)	トラクター(33PS) 1台 高速施肥田植機(4条) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 * 水稻極早生～中生の品種分散	*複式簿記の記帳を実施し、経営と家計の分離による経営把握とコスト管理 *青色申告の実施 *市場原理を踏まえた生産から販売までの戦略の構築 *家族経営協定による家族員の経営参画の促進。(給料制・休日制・役割分担の明確化) *経営体の体質強化のための自己資本の充実 *持続型農業の実践。 *地域との協調関係を基本にした借地経営の実現 *麦・大豆については本作に向けての生産技術の実施	休日制を導入する。 農繁期には臨時雇用者を確保し、労働を軽減する。
野菜 (簡易施設野菜経営)	ビニールパイプハウス 1,000㎡程度 (ホウレンソウ・ネギ・コマツナ等軟弱野菜)	パイプハウス 1,000㎡ 頭上灌水装置 1,000㎡ トラクター(20PS) 1台 管理機、播種機他		

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農業を担う者の確保・育成を図るため、滋賀県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」(以下「滋賀県基本方針」という。)の第1の3「農業経営基盤の強化の促進に向けた取組方向」(2)担い手の確保・育成に定められた方向に即しつつ、集落・地域での話し合いを基に作成する「地域計画」の実践を推進する。

また、効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応しうる優れた人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入しうるように相談機能の一層の充実を図るなどにより、人材の掘り起こしを行うとともに、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるため、簿記記帳、青色申告、六次産業化などの研修等を通じて、経営を担う人材の育成に努める。

更に、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入や、ヘルパー制度の導入、高齢者や非農家等の労働力の活用システムの整備等に努める。

2 就農等希望者の受入体制の確保、市内の関係機関との役割分担・連携の考え方

就農等希望者の受入体制の確保を図るため、大津市産業観光部農林水産課に相談窓口を設置し、しがの農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金、農業協同組合、農業委員会、大津市農業再生協議会、大津地域農業センター、滋賀県大津・南部農

業農村振興事務所農産普及課等の関係機関と互いに密接に連携して支援を行う。

3 市が主体的に行う就農等促進のための取組

安定的な農業経営を行うことができるよう、生産地と消費地が近いという強みを活かして地産地消の推進に向けた取組を行う。

4 就農等希望者の受入から定着に向けたサポートの考え方

2で定める関係機関と互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった青年就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくよう、丁寧にフォローするものとする。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農地の利用権設定等を通じて規模拡大を図る。特に水田を中心とする経営体に集積される流動化面積が、将来の本市における農用地の利用に占める面積割合及び面的集積について目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積の割合及び面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営が本市の農用地の利用に占める面積の割合	40%
面的集積の目標 なお、面的集積目標については、農地中間管理事業を実施して、農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていく。	15%
土地利用型を含む担い手数の目標 認定農業者 認定農業者や集落営農法人の経営の効率化や安定化を進めることで、効率的かつ安定的な農業経営が本市の農用地の利用に占める面積の割合を高めていく。	39名

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標」は、個別経営体、組織経営体の本市における農用地利用面積（基幹的農作業〔水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業〕を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）の割合の目標である。
- 2 目標年次は、概ね10年先とする。
- 3 対象となる農用地は農業振興地域（農用地区域及びその他区域）内の農用地である。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市では、米麦を主体とした農業生産が展開されており、農用地の利用については認定農業者、

集落営農組織などの担い手への集積が進んでいるが、集積された農地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業に支障が生じ、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

また、担い手が少ない地域においては、一部遊休化したものが近年増加傾向にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地利用のビジョン

本市では分散農地を担い手に面的に集積しなければ、担い手の経営改善が進まない可能性が高い。また、今後、離農等により一定量の農地が供給されると考えられるものの、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ、平坦地も含め遊休農地化し、本市の農業振興に支障を及ぼすおそれがある。

このため、平坦部の地区においては、認定農業者、集落営農組織等、効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農地の大宗を面的に集積することを誘導するとともに、中山間地域の地区においては、農用地利用改善団体の整備と合わせて、特定農業団体等の育成を進めることにより、本市の農地について、効率的な利用が図られることをめざす。

また、担い手への農用地の集積が進んだ地域については、農業委員会、農業協同組合、滋賀県大津・南部農業農村振興事務所農産普及課等の関係機関が一体となって、担い手同士の農用地の利用調整に取り組み、集約化を図る。具体的には、関係機関が協力し、農地利用にかかる意向把握、担い手同士の意見交換の場の設置、耕作者・地権者に対する集約化への合意形成に向けた助言および集約化に向けた目標地図作成にかかる助言などの支援を行う。

(3) 将来の農用地利用ビジョン実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等

本市の将来の農地利用のビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

ア 認定農業者、集落営農組織等、効率的かつ安定的な経営体の育成

イ 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成

ウ 農地中間管理機構の活用によるア及びイに対する農地の面的集積の促進

エ 遊休農地解消のための各種施策等の実施

なお、これらの施策の円滑な推進のため関係機関との間で農地に係る情報提供の共有化を進めるとともに、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構による指導体制の整備を行う。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、滋賀県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、都市近郊の立地を生かし、消費者ニーズに適應した多様な農業生産の展開や、兼業化の著しい進行などの特徴を十分に踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域計画策定推進事業
- (2) 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- (3) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (4) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- (5) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- (6) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 本市は、農業生産基盤の整備が遅れていることから、意欲を持った農業者が規模拡大を目指すに当たっては支障になっている。

このため、田上・上田上地域などの平坦部においては、効率的かつ安定的な農業経営が本市の農業生産を担えるような基盤整備を積極的に推進し、可能な限り大区画化を図るとともに、高能率な生産基盤の条件を生かせるよう利用権設定等促進事業を重点的に実施し、連坦化を図る。

特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取り組みによって、担い手農業者が連坦化した条件の下で効率的な経営が行えるよう努める。

イ また、中山間地域の小区画・急傾斜水田等農作業等に不利な条件にある千野・伊香立・仰木・志賀地域などにおいても、地域の特性を生かした基盤整備事業を推進し条件不利地の改善に努めるとともに、集落ぐるみで担い手不足に対応できる農業生産活動の仕組みを構築し、遊休農地の解消や発生防止が図られ水源涵養等の多面的機能の発揮にも役立つよう努める。

以下、事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の場の設置の方法

ア 協議の場の開催時期

- ・令和5年度は年度初めに集落ごとの地域計画の推進の方針などを協議する場を設置し、年度の後半以降、具体的な地域計画の素案に対する協議の場の設置を行う。
- ・令和6年度は年度後半に具体的な地域計画の素案に対する協議の場の設置を行う。
- ・令和7年度以降は必要に応じて協議の場の設置を行う。

イ 開催に係る情報提供の方法

ホームページにより開催にかかる周知を行う。

ウ 参集者

参集者は、農業者代表、大津市、農業委員会、農業協同組合、滋賀県を基本とする。

エ 協議すべき事項

当該区域における農業の将来の在り方及び当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について協議するものとする。

オ 協議の進め方

(ア) 推進体制の整備

地域計画の作成を円滑に進めるため、農業委員会事務局、農業協同組合、滋賀県大津・南部農業農村振興事務所農産普及課等からなる地域計画推進会議を設置し、地域計画策定にかかる方針や役割分担および推進方策などを検討する。

(イ) 協議の場を開催する準備

地域計画策定に向け、集落での話し合いに基づく地域計画の素案作成を推進するとともに、必要に応じて地権者および耕作者へのアンケート調査および広域の担い手との意見交換会を実施し、集落での話し合いにおいて意向が反映されるように努める。

(ウ) 相談窓口の設置

地域計画に係る問合せへの対応を行うための窓口を大津市産業観光部農林水産課に設置する。

(2) 地域計画の区域の基準

人・農地プランの実質化が行われている区域や、集落や学区などの、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域を基準として、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

(3) 地域計画の策定の進め方や地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の推進について

地域計画の策定に当たって、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、滋賀県大津・南部農業農村振興事務所農産普及課等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、担い手への農地の集約化などが進むよう地域計画の実現に向けた支援を行う。

2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

(1) 本市は、本市の全域又は一部を区域として農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって、同機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 本市及び農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業を促進するため、同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的な取組を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1から数集落）とするものとする。

ただし、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないと判断される場合は、その区域から

一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

カ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

キ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方針を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のオに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込が確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有、利用の現況及び将来の見通し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の

集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員から、その所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることが確実であると認められること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

- ④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)のイの認定を受けた団体（以下、「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農

用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が、農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5) の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、滋賀県大津・南部農業農村振興事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、大津地域農業センター担い手育成部会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に行うことを促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るために行う農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と、組織的に行われる農作業の受委託の促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1 から 4 に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 本市は、伊香立北部地区、仰木地区、田上・上田上地区の農業生産基盤整備事業の促進を通じて、水田の汎用化や大区画化を進めるとともに、育苗施設、地域連携型乾燥システムの拠点施設等農業近代化施設の導入を積極的に推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

また、志賀地域においては、中山間地域総合整備事業により農業基盤の整備と農村生活

環境基盤の整備を進め、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営の発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 本市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作を中心としつつ、水田を活用した麦・大豆・飼料作物の適地での本作化や、地域の特性に応じた生産調整を通じ、水田営農の確立を目指す。水田を活用した麦・大豆・飼料作物の生産振興については、地域の土地利用の見直しを通じて、農用地の利用集積や連坦化による効率的作業単位の形成等望ましい経営展開に資するよう努める。

ウ 本市は、上田上桐生地区集落排水事業（昭和 57 年から昭和 62 年）を実施するなど、農業集落の生活環境の整備に努めているところであるが、今後も適正な機能の維持及び公共水域保全に努める。

エ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農業協同組合、滋賀県大津・南部農業農村振興事務所、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり第 1、第 5 で掲げた目標や第 2、第 3 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、総合的・計画的に実施するため各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、概ね 5 年後を見通した経営対策全体にわたるビジョン・目標等の策定とその実現のために必要な活動等に関する計画を策定し、さらには、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成に向けた各種事業の進行管理と経営対策全体の総合的な評価を行うことにより農用地利用集積の一層の推進を図る。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に向け、大津地域農業センター担い手育成部会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、本市は協力の推進に配慮する。

第 7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成 13 年 3 月 30 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 18 年 11 月 16 日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 22 年 6 月 15 日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

5 この基本構想は、令和4年 4月 1日から施行する。

附 則（令和5年9月29日）

（施行期日）

1 この基本構想は、令和5年 9月29日から施行する。

（経過措置）

2 新基盤強化法附則第5条第1項の規定により新たに定め、及び公告する農用地利用集積計画については、なお従前の例による。